

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（案）に関する意見

2012年（平成24年）8月10日

日本弁護士連合会

1 該当箇所

- (1) 政令で定める要件①の「30km」
- (2) 政令で定める要件②

2 意見内容

- (1) 政令で定める要件①の「30km」を「80km」とすべきである。
- (2) 政令で定める要件②は不要とすべきである。

3 理由

- (1) 政令で定める要件①の「30km」を「80km」とすべき理由

ア 今回の改正の目的は、原子力災害対策特別措置法第7条第2項に基づき原子力事業者が「原子力事業者防災計画」を作成するに際し、あらかじめ協議すべき対象都道府県を定めるものとされている。そして、上記「30km」という案が作成された背景は、「原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ」が定めた「緊急防護措置準備区域」に合わせたからという。

イ ところで、平成24年3月22日付け「原子力施設等の防災対策についての見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」21頁によれば、「原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ」が「緊急防護措置準備区域」を原子力施設から概ね「30km」に設定した理由は、もっぱらIAEAの基準等を参考にしたのみであり、気象条件や、今回の福島第一原子力発電所事故の実際の状況については、全く考慮されていない。

そもそも「緊急防護措置準備区域」とは、国際基準に従って線量を回避するために、緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていなければならない区域のことである。その整備には、「安定ヨウ素剤の備蓄」も含まれるが、上記中間とりまとめの22頁では、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用基準（50mSv）によれば、今回の福島第一原子力発電所事故の実際の状況に鑑みると、安定ヨウ素剤を準備しておくべき範囲は、原子力施設から「30km」圏内では足りず、概ね「50km」に及んだ可能性があるとは指

摘されている。しかも、WHO（世界保健機構）の小児や妊婦、授乳中の女性についての安定ヨウ素剤予防服用の基準は10mSvであるから、原子力施設から「30km」圏内で足りるはずは全くない。

ちなみに、現在「居住制限区域」に指定されている福島県飯館村前田（福島第一原子力発電所から約45km）は、「30km」圏内に含まれない。また、「特定避難勧奨地点」に指定された「伊達市霊山町下小国」は、福島第一原子力発電所から約56kmである。

ウ では、原子力事業者の防災業務計画の策定に際し、原子力事業者に、原子力施設から概ね何kmに位置する都道府県との協議を義務付けるべきか。

まず、「緊急防護措置準備区域」に縛られる理由は全くない。

上記中間とりまとめの22頁も、気象条件等の影響から「緊急防護措置準備区域」外でも安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要性について指摘している。加えて、福島第一原子力発電所の事故が今回の程度で収束したことは、不幸中の幸いであった。これらに鑑みれば、本件で福島第一原子力発電所の放射性物質放出の影響を考慮することは当然に必要なが、今回の事故の影響だけを基準にしても不足がある。

したがって、「50km」よりも広く、原子力施設から概ね「80km」とすべきである。

なお、原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定の趣旨を、原子力事業者により作成される「原子力事業者防災計画」の内容と、都道府県が作成した「地域防災計画」の内容との整合を図るためであると解するならば、上記「原子力事業者防災計画」の策定に対し、住民の安全を守る責任のある都道府県の範囲も可能な限り広く認められなければならない。

(2) 政令で定める要件②は不要とすべき理由

仮に各都道府県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定めていない場合であっても、各都道府県は、原子力事業者の「原子力事業者防災計画」の作成に対し意見を述べることができるし、住民の安全を守る責務を負う都道府県の意見は可能な限り「原子力事業者防災計画」に反映されなければならない。したがって、各都道府県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定めていることは不要である。

なお、本件改正により、いかなる範囲の都道府県が含まれるかが決定すれば、「原子力災害に関する地域防災計画」をいまだ定めていない各都道府県も、直ちにその作成に着手することは明らかである。原子力事業者に対し、各都道府

県が「原子力災害に関する地域防災計画」を定める途上であることを理由に協議の拒否ができる余地を認めてはならない。

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)に対する意見募集について

平成 24 年 7 月 13 日
内閣官房
原子力安全規制組織等改革準備室

第 180 回通常国会において成立し、本年 6 月 27 日公布された原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号)附則第 54 条において、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)が改正されたところです。原子力規制委員会設置法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があり、原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)の改正を検討しています。

つきましては、下記の要領にて別添の「原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)の概要」の内容について、広く国民の皆様のご意見を募集いたします。

皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、原子力災害対策特別措置法施行令の改正作業の参考とさせていただきます。なお、お寄せいただいた御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

【意見募集要領】

1. 意見公募の対象

・原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(仮称)案中、原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号)の一部改正(案)

なお、「国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等」(行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 4 条第 4 項第 1 号)に該当するもの等については、意見公募の対象とならないため、別添資料中には記載していません。

2. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.jp/>)の「パブリックコメント」欄

(2) 内閣官房ホームページ(<http://www.cas.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄

から入手できます。

3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成 24 年 7 月 13 日(金)～8 月 12 日(日)

※FAX、電子メールの場合は午後 12 時まで、郵送の場合は同日必着のこと。

4. 意見提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、次に掲げるいずれかの方法で送付して下さい。

なお、電話での意見提出はお受けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス: anzen.junbi@cas.go.jp

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 パブリックコメント担当 宛

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 合同庁舎 4 号館 807

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 パブリックコメント担当 宛

(3) FAX の場合

FAX 番号: 03-3581-1361

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 パブリックコメント担当 宛

※ 電子メールの件名を、「原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)に関する意見」としてください。また、ファイル形式をテキスト形式にして送付してください。

※ なお、誠に勝手ながら、資料のコピー依頼、郵送及び FAX 送付依頼については応じかねますので、御了承ください。

5. お寄せいただいた御意見について

○ お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案作成の参考とさせていただきます。なお、御意見を整理した上で、主要な御意見について当室としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

6. 個人情報の取扱いについて

○ 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性のあることを、あらかじめ御承知おください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○ 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

7. お問い合わせ先

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室 パブリックコメント担当

TEL: 03-3581-1083

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正(案)に関する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)
	・意見内容
	・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（案）の概要

平成 24 年 7 月
内 閣 官 房
原子力安全規制組織等改革準備室

1. 改正の背景・必要性

- 第180回国会において、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）が成立し、6月27日に公布されたところであり、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定。
- 現行の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第2項においては、原子力事業者が、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、

- ① 当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事、
 - ② 当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長、
 - ③ 当該原子力事業所が所在する市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事
- と協議すべき旨を規定している。

- これらの協議先に係る考え方は、原子力安全委員会が策定したいわゆる原子力防災指針で示されている原子力災害予防対策を実施すべき区域（以下「E P Z」という。）の範囲（8～10km）を前提としている。
- 一般の原子力発電所事故において、その影響が広範囲に及んだ反省と教訓を踏まえ、原子力安全委員会において、E P Zの範囲を見直し、新たに、避難、屋内避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急防護措置を準備する区域（以下「緊急防護措置準備区域」という。）を原子力施設から概ね30kmに設定するという考え方が示された（「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（本年3月原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループより））。
- この考え方を踏まえ、原子力規制委員会設置法附則第54条による原子力災害対策特別措置法の改正において、上記①～③の協議先に加え、原子力事業

所からより離れた区域を管轄する都道府県知事を加えるために、『③に準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（関係周辺都道府県知事）』も、新たに事業者防災業務計画の協議先に加えることとされた。

- したがって、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）を改正し、当該要件の内容を具体的に規定する必要がある。

※なお、当該協議先は、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく事業の通報先等にもなる。

2. 政令で定める要件

都道府県が以下の二つの要件の両方に該当すること。

- ① 「実用発電用原子炉^{（※1）}を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
- ② 「原子力災害に関する地域防災計画を定めていること^{（※2）}」

※1 実用発電用原子炉に限定している趣旨は、一般のE P Z見直しは実用発電用原子炉に限定されており、再処理施設や研究開発段階の原子炉等は含まれていないことによる。

※2 原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定の趣旨は、原子力事業者防災業務計画とそれぞれの地域の実情が反映された地域防災計画との整合性を図ることであるため、緊急防護措置準備区域の範囲内にあっても原子力災害に係る地域防災計画を策定していない自治体は協議先に含まれない。

3. その他

施行日：原子力規制委員会設置法の施行の日（同法の公布の日（6月27日）から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日）

(参考) 改正後の原子力災害対策特別措置法 抜粋

第7条 (略)

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。））、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）並びに当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係周辺都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法第十条イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。